

## 平成 25 年度 化学物質の排出量・移動量・取扱量の集計結果

(平成 25 年度実績 [平成 26 年度集計分])

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法・P R T R 法)並びに、「埼玉県生活環境保全条例」(特定化学物質の適正管理)に基づき、人や生態系に有害なおそれがある化学物質(法 462 物質、条例 606 物質<sup>※</sup>)を一定量以上取り扱う事業者は、毎年度、化学物質の環境中への排出量・取扱量等について届出・報告を行い、行政がその集計結果を公表することになっています。

つきましては、本市市域の平成 25 年度集計結果がまとまりましたので報告します。

※ 県条例施行規則の一部改正により、平成 26 年 4 月 1 日から 5 物質が追加され、「601」→「606」物質となった。これにより追加分を含めた報告は、平成 27 年度(平成 26 年度実績)から義務となる。

### 1 集計結果の概要

#### (1) 届出・報告状況

平成 25 年度分(平成 26 年 4 月 1 日から 6 月 30 日までに届出・報告)は、化管法該当分 87 件(過年度届出<sup>※</sup>なし)の受理、県内届出件数(1,545 件)の 5.6%を占めています。

また、県条例該当分については、96 件(過年度報告<sup>※</sup>なし)の受理、県内報告件数(1,574 件)の 6.1%を占めています。

※ 通常の届出期間終了後に、届出・報告されたもの。

表 1 届出・報告件数

届出方法		年度				
		H21	H22	H23	H24	H25
化 管 法	書面による届出	39	43	41	36	37
	磁気ディスクによる届出	1	1	0	4	0
	電子情報処理組織による届出	47	47	51	47	50
	合 計	87	91	92	87	87
県 条 例	紙面による報告	75	54	58	53	53
	電子申請・届出サービスによる報告	28	41	40	43	43
	合 計	103	95	98	96	96

※ 平成 22 年度実績以降、鳩ヶ谷地区の届出・報告件数を含む。

(2) 地区別届出・報告状況

化管法、県条例とも、化学工業系の事業所の多くが集まる南平地区や、工業団地としての立地から新郷地区からの届出・報告件数が上位を占めています。

表2 地区別届出・報告件数とその割合

	中央	横曽根	青木	南平	新郷	神根	芝	安行	戸塚	鳩ヶ谷	合計
化管法	5	7	7	24	13	9	9	1	7	5	87
	6%	8%	8%	28%	15%	10%	10%	1%	8%	6%	100%
県条例	6	8	9	28	13	9	9	1	7	6	96
	6%	8%	9%	29%	14%	9%	9%	1%	7%	6%	100%

※ 四捨五入しているため、合計は100%にならない。

(3) 業種別届出・報告状況

化管法では、燃料小売業（ガソリンスタンド）からの届出が最も多く 39 件（全届出件数の 45%）、次いで、金属製品製造業が 14 件（同 16%）、化学工業が 8 件（同 9%）となっています。

また、県条例についても、化管法同様、燃料小売業（ガソリンスタンド）からの報告が最も多く 39 件（全報告件数の 41%）、次いで、金属製品製造業が 15 件（同 16%）、化学工業が 11 件（同 11%）となっています。

表 3 業種別届出・報告件数

業種名	年度	化管法		県条例	
		H24	H25	H24	H25
製造業		44	44	51	51
木材・木製品製造業		1	1	0	0
パルプ・紙・紙加工品製造業		2	2	2	2
出版・印刷・同関連産業		7	7	8	8
化学工業		9	8	12	11
石油製品・石炭製品製造業		2	2	3	2
プラスチック製品製造業		2	1	2	2
ゴム製品製造業		2	3	3	4
鉄鋼業		2	2	2	2
金属製品製造業		13	14	14	15
一般機械器具製造業		1	1	1	1
電気機械器具製造業		3	3	4	4
石油卸売業		1	1	1	1
燃料小売業		39	39	39	39
洗濯業		0	0	1	1
商品検査業		1	1	1	1
一般廃棄物処理業		2	2	2	2
特別管理産業廃棄物処分業		0	0	1	1
合 計		87	87	96	96

## 2 化管法に基づく市内の化学物質の排出量・移動量について

### (1) 届出排出量・移動量の状況

大気・公共用水域への排出量は187トン、下水道・廃棄物としての移動量は424トンであり、総排出量・総移動量は610トンでした。

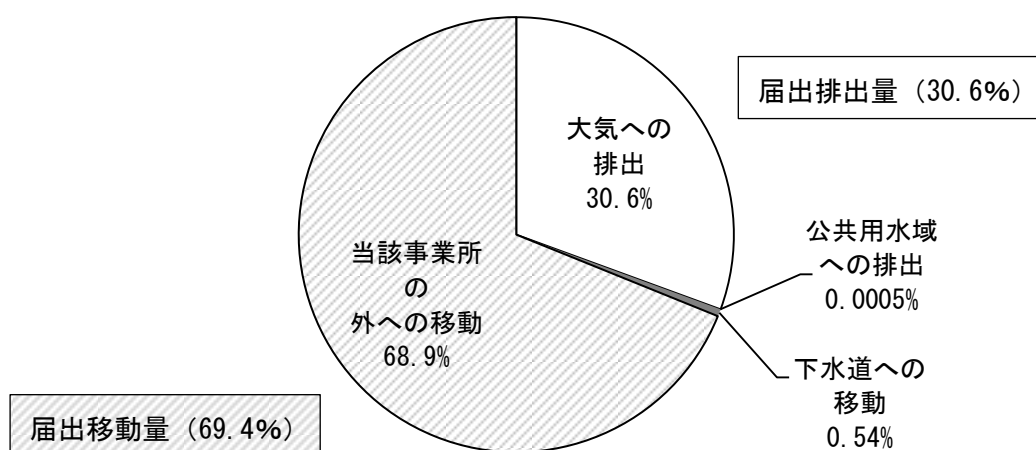
表4 届出排出量・移動量

(単位：トン/年)

媒体		年度	
		H24	H25
排出量	大気への排出	208	187
	公共用水域への排出	0.02	0.003
	当該事業所における土壌への排出	—	—
	当該事業所における埋立処分	—	—
	排出量合計	208	187
移動量	下水道への移動	3	3
	当該事業所の外への移動	480	420
	移動量合計	483	424
総排出量・総移動量		691	610

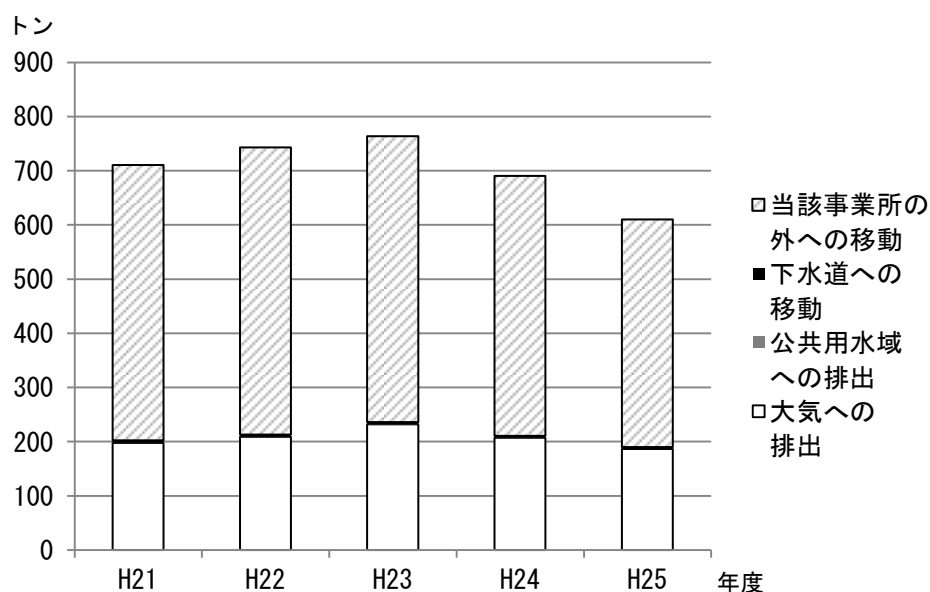
※ 四捨五入しているため、合計は一致しない。

図1 届出排出量・移動量の内訳



※ 四捨五入しているため、合計は100%にならない。

図2 届出排出量・移動量の推移



(2) 地区別届出排出量・移動量の状況

規模の大きい工場・事業場が比較的多い、南平地区、芝地区の順でした。

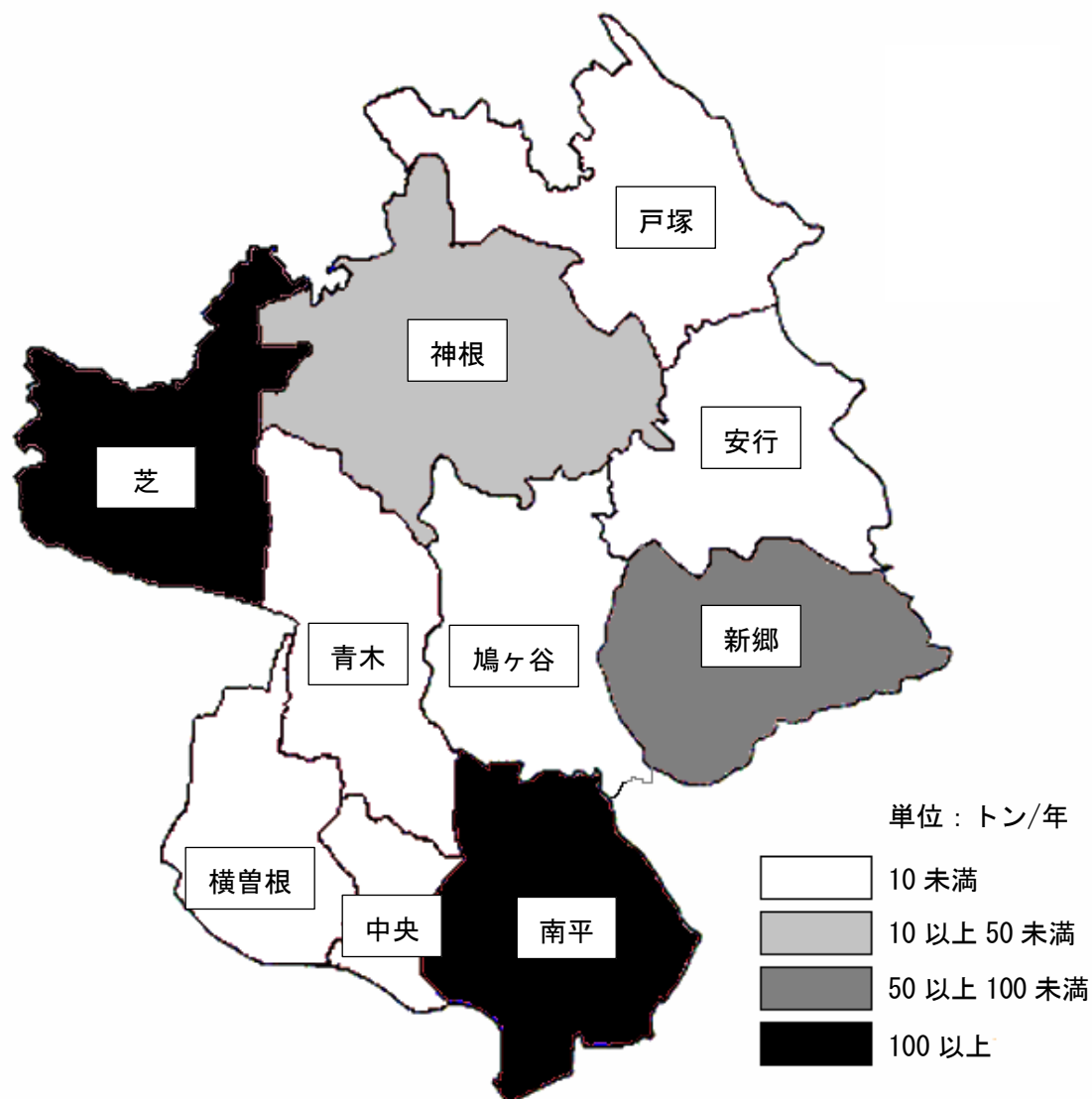
表5 地区別届出排出量・移動量

(単位: トン/年)

地区 \ 年度	排出量		移動量		総排出量・総移動量	
	H24	H25	H24	H25	H24	H25
中央	0.6	0.6	0	0	0.6	0.6
横曽根	12.3	7.9	0.2	0.2	12.5	8.0
青木	0.9	0.9	1.4	1.8	2.3	2.7
南平	84.2	83.6	311.7	243.0	395.9	326.6
新郷	86.0	70.9	22.5	21.0	108.5	91.8
神根	1.7	1.7	15.0	20.0	16.7	21.7
芝	18.3	17.6	131.7	136.8	150.0	154.4
安行	0.1	0.07	0	0	0.1	0.07
戸塚	1.1	1.0	0	0	1.1	1.0
鳩ヶ谷	2.4	2.3	0.8	0.8	3.1	3.2
合計	207.5	186.5	483.3	423.6	690.9	610.1

※ 四捨五入しているため、合計は一致しない。

図3 地区別総排出量・総移動量



(3) 届出排出量上位の物質

排出量の多かった上位5物質を見ると、トルエン（134 トン）、キシレン（18 トン）、トリクロロエチレン（10 トン）、ジクロロメタン（8 トン）及び、ノルマルーヘキサン（5 トン）となっており、総排出量に対し、これら5物質が占める割合は94%となっています。

(4) 届出移動量上位の物質

移動量の多かった上位5物質を見ると、トルエン（198トン）、マンガン及びその化合物（110トン）、トリクロロエチレン（22トン）、ジフェニルアミン（14トン）及び、ヒドロキノン（14トン）となっており、総移動量に対し、これら5物質が占める割合は84%となっています。

(5) 総排出量・総移動量上位の物質

排出量と移動量を併せ、届出の多かった上位5物質をみると、トルエン（332トン）、マンガン及びその化合物（110トン）、トリクロロエチレン（32トン）、キシレン（23トン）及び、ジフェニルアミン（14トン）となっており、総排出量・総移動量に対し、これら5物質が占める割合は84%となっています。

図4 総排出量・総移動量の比率（上位5物質）

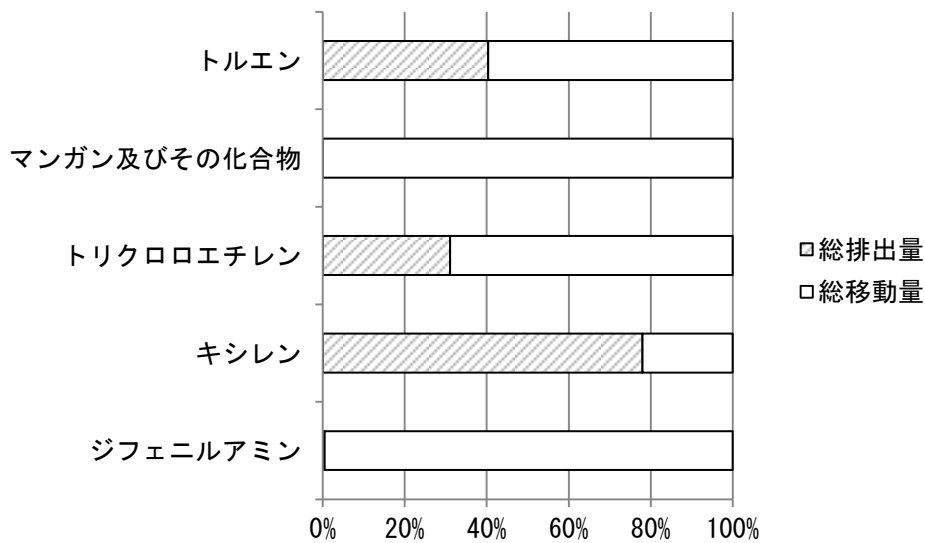
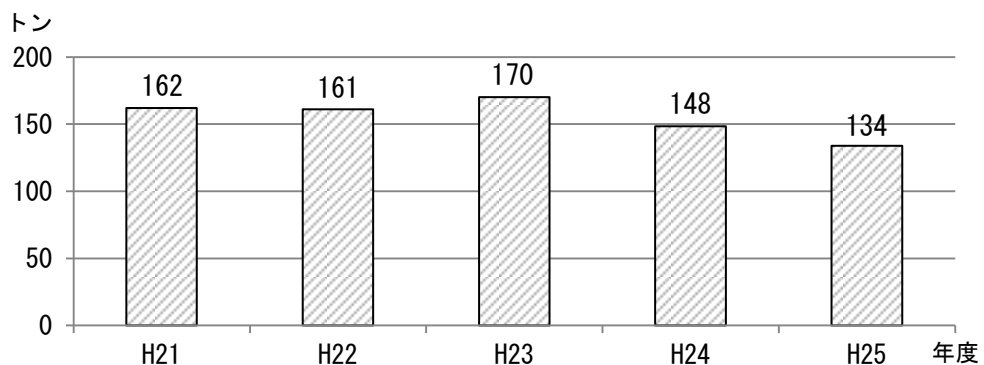


図5 トルエン届出排出量の推移



(6) 業種別届出排出量の状況

排出量の多かった上位5業種をみると、出版・印刷・同関連産業（88トン）、化学工業（43トン）、金属製品製造業（40トン）、燃料小売業（6トン）及び、電気機械器具製造業（5トン）となっており、総排出量に対し、これら5業種が占める割合は98%となっています。

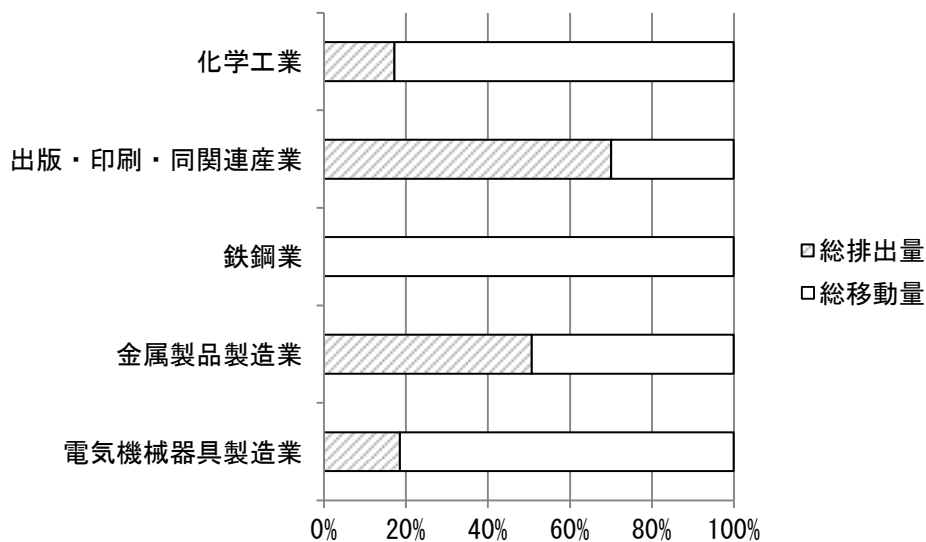
(7) 業種別届出移動量の状況

移動量の多かった上位5業種をみると、化学工業（209トン）、鉄鋼業（110トン）、金属製品製造業（39トン）、出版・印刷・同関連産業（38トン）及び、電気機械器具製造業（23トン）となっており、総移動量に対し、これら5業種が占める割合は99%となっています。

(8) 業種別総排出量・総移動量の状況

排出量と移動量を併せ、多かった上位5物質をみると、化学工業（252トン）、出版・印刷・同関連産業（126トン）、鉄鋼業（110トン）、金属製品製造業（79トン）及び、電気機械器具製造業（28トン）となっており、総排出量・総移動量に対し、これら5業種が占める割合は97%となっています。

図6 総排出量・総移動量の比率（上位5業種）





### 3 埼玉県生活環境保全条例に基づく市内の化学物質の取扱量<sup>※</sup>について

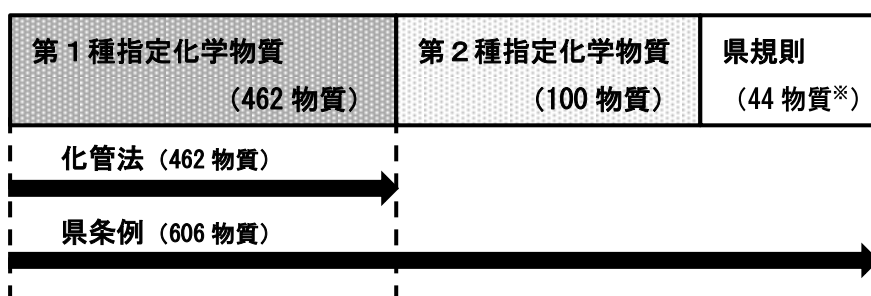
#### (1) 報告取扱量の状況

報告の対象となる特定化学物質取扱量の合計は 37,019 トンでした。

その内訳は、第 1 種指定化学物質が 31,355 トン、第 2 種指定化学物質が 90 トン及び、県規則で定める物質が 5,573 トンでした。

※ 取扱量は、使用量、製造量及び、取り扱う量を総じた量のことをいう。

図 7 対象化学物質 届出・報告の範囲

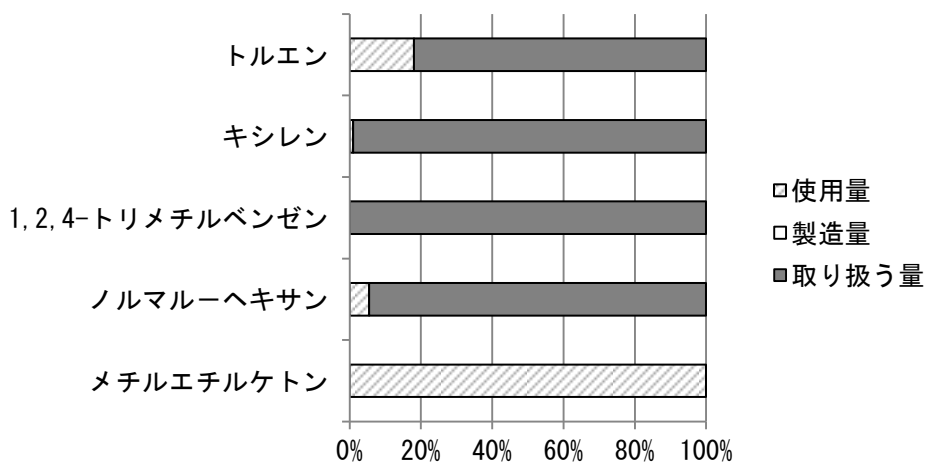


※ 県条例施行規則の一部改正により、平成 26 年 4 月 1 日から県規制 5 物質が追加され、「39」→「44」物質となった。

#### (2) 報告取扱量上位の物質

取扱量の多かった上位 5 物質を見ると、トルエン (11,057 トン)、キシレン (4,088 トン)、1,2,4-トリメチルベンゼン (2,591 トン)、ノルマルーヘキサン (2,492 トン) 及び、メチルエチルケトン (1,679 トン) となっており、総取扱量に対し、これら 5 物質が占める割合は 59% となっています。

図 8 取扱量の比率 (上位 5 物質)



【参考】 化学物質情報を掲載しているホームページ

- 経済産業省〔化学物質排出把握管理促進法〕

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html)

- 環境省〔PRTRインフォメーション広場〕

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

- 埼玉県〔化学物質の適正管理〕

<http://www.pref.saitama.lg.jp/kurashi/kankyo/kagaku/kagakubusshitsu/index.html>

- 独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)〔化学物質管理〕

<http://www.nite.go.jp/chem/prtr/prtr.html>

- 川口市〔化学物質の適正管理について〕

<http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/28030236/28030236.html>